

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、平成28年1月から順次利用が開始されました。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署等に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

税務関係書類への番号記載時期について

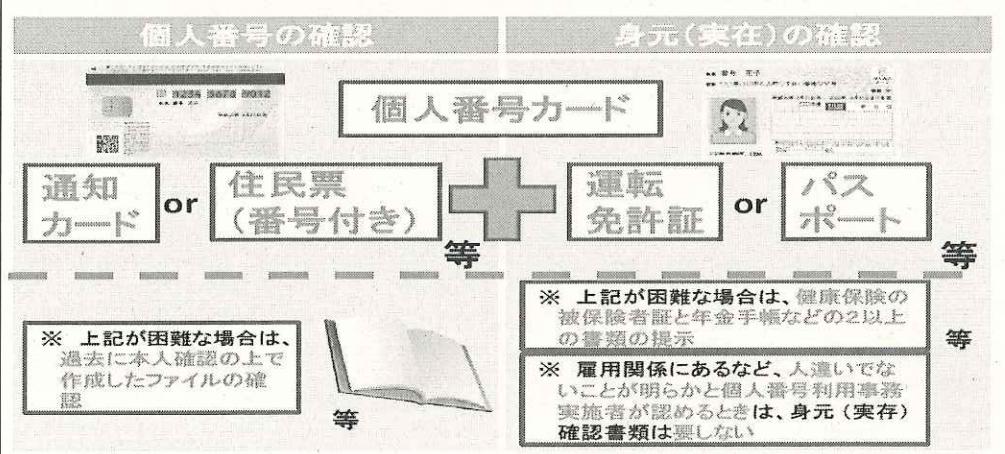
- 申告書や法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号の記載が必要となります。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の確定申告書から	(例) 平成28年分の場合 ⇒平成29年2月16日から3月15日まで
市民税・県民税	平成29年度以降の給与支払報告書等から	(例) 平成29年度給与支払報告書の場合 ⇒平成29年1月31日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分支払調書の場合 ⇒平成29年1月31日まで
法人税・法人市民税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(例) 平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで
その他税目の申告書等	平成28年1月1日以降に提出すべき申告書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

- 特別徴収（源泉徴収）義務者は、給与・報酬等の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、①番号確認（正しい個人番号であることの確認）と②身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行うことが必要となります。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



（出典）マイナンバー社会保障・税番号制度民間事業者編平成28年1月版（内閣官房・内閣府・個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省作成）